地域再生計画の認定の取消しについて(公示)

地域再生法(平成 17 年法律第 24 号)第 10 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 8 月 21 日付けで地域再生計画の認定を取り消したので、同条第 4 項で準用する同法第 5 条第 18 項の規定に基づき、次のとおり公示します。

番号	作成主体名 (地方公共団体)	地域再生計画の名称	地域再生計画 の区域の範囲	支援措置の名称	当初認定に係る 内閣府告示番号 又は公示番号
1	静岡県三島市	「周辺のメジャーな観光地への 通過地点」から、「訪れ、滞在 したいまち」への転換プロジェ クト	静岡県三島市の全域	まち・ひと・しごと創生交付金 (地方創生推進交付金)	令和 2 年地再認定第476号
2	兵庫県	ニュースバル放射光施設産業利 用開発拠点整備計画	兵庫県の全域	まち・ひと・しごと創生交付金 (地方創生推進交付金)	令和 2 年地再認定第106号
3	兵庫県並びに神戸市	中小企業シミュレーション等活 用支援拠点整備計画	兵庫県の全域	まち・ひと・しごと創生交付金 (地方創生推進交付金)	令和 2 年地再認定第113号
4	和歌山市	有吉佐和子邸復元整備計画	和歌山市の全域	まち・ひと・しごと創生交付金 (地方創生推進交付金)	令和 2 年地再認定第118号